

令和8年度 町単独事業

第4次川根本町保健計画・食育推進計画策定業務 仕様書

1. 業務委託の名称

令和8年度 町単独事業 第4次川根本町保健計画・食育推進計画策定業務委託

2. 業務目的

健康増進法（平成14年法律第103号）（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、「第4次川根本町保健計画・食育推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定する。

なお、計画期間は令和9年度から令和13年度までの5か年とする。

本業務は、「第2次川根本町総合計画」に掲げる基本方針を実現させていく中で生じる本町の保健事業の推進に関する課題等を整理・分析するとともに、社会動向、関連法令及び本町関連計画との整合性に留意しながら、町民の参画を図りつつ、全庁的な取組を踏まえ、第4次計画を策定するために必要な業務の全般的な支援及び計画書の作成を行うことを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

4. 業務作業項目

(1) アンケート調査

町民を対象にアンケート調査を行い、表、グラフ等を用いて結果報告書を作成する。

ア 調査票

調査票を作成するに当たっては、国、県及び町の各種計画、モデル調査票案等を基に発注者と協議を行い決定する。レイアウトについては、回収率の向上につながるよう、工夫すること。

イ 調査票等の作成、印刷及び封入

- ・ 調査票及び封筒（発送用・返信用）の印刷
- ・ 調査票発送準備

※ 発送用封筒に調査票及び返信用封筒を封入し、封緘する。

※ 発注者が抽出した調査対象者のリストを基に、発送に必要な宛名ラベルのデータを発注者が受注者に提供し、受注者にて宛名ラベルの印刷・作成・貼付けを行う。

なお、宛名ラベルの印刷・作成・貼り付けが困難な場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。

※ 返信用封筒については、料金受取人払いの表示を印刷する。

※ 封筒代並びに発送及び回収に係る郵送料は、受託者負担とし委託料に含める。

ウ 調査対象

一般町民1,000人、義務教育学校児童・生徒及び高校生500人、その保護者150人（無作為抽出）

エ 調査票の回収

回収率は概ね50%を想定。調査方法にインターネットを併用することを妨げないが、インターネットの利用に係る追加の費用請求は認めない。

オ 集計・分析準備

回収した調査票の入力、単純・クロス集計及び分析を行う。

カ 宛名ラベル用データの返却

(2) 課題の抽出・方向性の検討

上記(1)の結果をもとに、川根本町の抱える課題と解決に向けた方向性を検討する。

(3) 関連資料・基礎データの収集と整理

保健事業を取り巻く現状を把握するため、現状データ等を整理するとともに関連計画の内容を取りまとめる。

(4) 川根本町保健、福祉サービス推進協議会保健事業部会及び本部会等への出席及び資料作成

保健、福祉サービス推進協議会保健事業部会及び本部会等を町が開催し、受託者はオブザーバーとして出席し、必要に応じて会議資料の作成を行い、会議録を作成する。会議の回数は3回程度とする。

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、パブリックコメント資料の作成、パブリックコメント結果の取りまとめ等を支援する。

(6) 骨子案及び計画素案の作成と修正

(1)から(3)の結果等を踏まえて、計画書の趣旨、基本理念、基本目標等をまとめ、骨子案及び計画素案の作成、修正を行う。

(7) 計画書・概要版の編集及び印刷製本

川根本町保健、福祉サービス推進協議会保健事業部会及び本部会等の協議内容をもとに、随時打合せを行い、計画書を作成し、印刷及び製本を行う。なお、「川根本町保健計画」と「川根本町食育推進計画」の2つの計画を1冊の計画書としてまとめる。

5. 成果品

(1) 計画書 (A4版、100ページ程度、表紙カラー、本文単色、テープ製本) : 30部

(2) 概要版 (A4版、8ページ程度、フルカラー) : データ1式

(3) 計画書、概要版、打合せ記録、会議録電子データ (CD-ROM等) : 1式

(4) アンケート調査報告書版下データ : 1式

6. その他

- (1) 成果品の帰属については、すべて委託者とする。
- (2) 受託者は本事業の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は業務遂行の品質保証(ISO9001、ISO20252 等)ができること。
- (4) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。
- (5) 受託者は保健計画・食育推進計画にについて、十分な受託実績（10自治体以上との契約）を有すること。
- (6) 受託者は必要に応じ、川根本町役場に来庁し、打合せを行うこと。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (8) 計画書は令和8年度で策定する

7. 協議事項

本仕様書に定めのない事項等、業務に関し疑義が生じたときは、必要に応じて委託者、受託者で協議して定めるものとする。